第6号様式別表5の6の2記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)第1条の規定による改正前の法(以下「令和3年旧法」といいます。)附則第9条第13項から第17項までの規定による控除を受ける場合(平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始した各事業年度においてこれらの規定の適用を受ける場合に限ります。)に記載し、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額⑤」から「付加価値額からの控除額⑳」までの各欄の金額について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。
- (3) この明細書の④から⑭の各欄については、おおむね法人税の明細書 (別表 6 (24)) (注)に記載した 4 から10まで及び25から28までの各欄 (連結申告法人にあっては法人税の明細書 (別表 6 の 2 (21)) (注)に記載した 4 から10まで及び25から28までの各欄)に記載したところに準じて記載します。
 - (注) 法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年財務省令第39号)による改正前の法人税の明細書をいいます。

2 各欄の記載のしかた

2 各欄の記載のしかた					
欄等	記載のしかた	留	意	事	項
1 第1号	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○				
法第72条の2第1項 ・ に	印で囲んでください。				
第3号					
掲げる事業					
2 「比較雇用者給与等支給額②」	⑦の欄の金額を記載します。	令和3	年旧	法附	則第9条
		第13項か	ら第	17項	までの規
		定による	控除	は、	①の欄の
		金額が②	の欄	の金	額を超え
		ることが	必要`	です。	
3「前事業年度又は前連結事業年	前事業年度又は前連結事業年度の月数が6月に満たない場合				
度④」	であって、当該月数が所得税法等の一部を改正する法律(令和				
	3年法律第11号) 第7条の規定による改正前の租税特別措置法				
	第42条の12の5第3項第4号又は第68条の15の6第3項第3号				
	- に規定する適用年度の月数に満たないときは、次に掲げる各欄				
	の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。				
	(1) 「国内雇用者に対する給与等の支給額⑤」の欄 連結申告				
	法人(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8				
	号) 第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規				
	定に限ります。)による改正前の法人税法第2条第16号に規				
	定する連結申告法人をいいます。以下この記載の手引におい				
	て同じです。)以外の法人にあっては租税特別措置法施行令				
	等の一部を改正する政令(令和3年政令第119号)第1条の				
	規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「令和3年				
	旧措置法施行令」といいます。) 第27条の12の4の2第6項				
	第2号イに規定する前一年事業年度等(同号イの前事業年度				
	を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給額又は同				
	条第5項第2号イに規定する連結事業年度等(同号イの連結				
	事業年度を除きます。)に係る同号イに規定する給与等支給				
	額を、連結申告法人にあっては令和3年旧措置法施行令第39				
	条の46の2第6項第2号イに規定する前一年連結事業年度等				
	(同号イの前連結事業年度を除きます。) に係る同号イに規				
	定する給与等支給額又は同条第5項第2号イに規定する事業				
	年度等(同号イの事業年度を除きます。)に係る同号イに規				
	定する給与等支給額を、同欄の上段に外書として記載します。				
	(2) 「適用年度の月数				
	④の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ⑥」の欄				
	欄中「④の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるの				
	は、連結申告法人以外の法人にあっては「前一年事業年度等				
	の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連				
	結申告法人にあっては「前一年連結事業年度等の月数の合計				
	数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。				
	(3) 「比較雇用者給与等支給額⑦」の欄 欄中「⑤」とあるの				
	は「(⑤+⑤の外書)」として計算します。				

4 「継続雇用者給与等支給増加割 合の計算」及び「国内設備投資	それぞれの計算において用いる額に応じ、「計算対象額の別」 の欄のいずれかに○印を付します。	
に係る計算」		
5「⑯又は(⑰×75%)のうち小さ	これらの金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額	
い額⑱」及び「控除対象額⑲」	を切り捨てた金額を記載します。	
	(1) ①のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税	
る額又は①×③/⑤ ⑩」	を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」とい	
	います。)に係る額を記載します。	
	(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に図の欄の従	
	業者数を窓の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計	
	算した金額を記載します。	
	(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数を短さ切り換てなる類を記載します。	
7 「①のうた収入 会類空調税事業	数金額を切り捨てた金額を記載します。 (1) ①のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収	
に係る額又は①×四/四回	(1) ①のプラ伝第12米の2第1項第3万に摘りる事業(以下、収入金額等課税事業」といいます。) に係る額を記載します。	
に保る領人はひへ四/回回。	(2) (1)の計算が困難であるときは、①の欄の金額に母の欄の従	
	業者数を匈の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計	
	算した金額を記載します。	
	(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端	
	数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「控除対象額図」	(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2	
o immodyka oj	号に掲げる事業(以下「非課税事業等」といいます。)、所得	
	等課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併	
	せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次	
	に定める金額を記載します。	
	(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法	
	人 ⑲の欄の金額に⑳の欄の金額を①の欄の金額で除して	
	計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしてい	
	ない法人 ③の欄の金額に囫の欄の金額を①の欄の金額で	
	除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をし	
	た法人 ⑲の欄の金額に㉑の欄の金額を①の欄の金額で除	
	して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。	
	(二) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をし	
	ていない法人 ③の欄の金額に②の欄の金額を①の欄の金	
	額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載しま	
	す。	
	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を	
	切り捨てた金額を記載します。	AN MIG No. of the control of the con
9「国内における所得等課税事業	次に掲げる場合に該当する場合には、②の欄には、当該事業	74/17 27 - 27 - 27 - 27 - 27 - 27 - 27 - 27
に係る期末の従業者数図」、「国		
内における収入金額等課税事業		
に係る期末の従業者数倒」及び		数を生じたときは、これを
「国内における事務所又は事業 所の期末の従業者数郷」	当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に 有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の	1人とします。
別の朔木の促来有数包」	数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、	
	一〇の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法	
	の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に	
	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、	
	当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に	
	有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の	
	数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該	
	事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有す	
	る事務所等の従業者のうち非課税事業又は収入金額課税事業に	
	係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数	
	とを合計した数を記載します。	
	(1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業(以下「所得等課	
	税事業等」といいます。)を行う法人が事業年度の中途にお	
	いて非課税事業等を開始した場合	

	(2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等 課税事業等を開始した場合(3) 所得等課税事業等と非課税事業等とを併せて行う法人が事 業年度の中途において所得等課税事業等又は非課税事業等を 廃止した場合	
10「付加価値額からの控除額図」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ②の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ⑨の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) その他の法人 ③の欄の金額に、③の欄の率を乗じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	